

## ○尾張旭市上下水道事業経営審議会条例

令和6年12月26日

条例第34号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、尾張旭市上下水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）の設置、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 水道事業及び下水道事業の適正かつ安定的な運営を図るため、審議会を置く。

(所掌事務)

第3条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 水道料金及び下水道使用料に関する事項
- (2) 水道事業及び下水道事業の運営及び経営に関する事項
- (3) その他市長が特に必要と認める事項

(組織)

第4条 審議会は、委員6名以内で組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦する者
- (3) 水道又は下水道使用者
- (4) その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置くものとし、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、上下水道部経営政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、令和7年1月1日から施行する。